白馬村図書館等複合施設官民連携調査業務 質問回答書

(令和4年6月28日 回答)

「同種または類似業務」の定義を教えてください。 また、発注機関は公的主体に限るとの理解でよいで しょうか。	番号	質問	回答
しょうか。	1		
2 納税証明書は「写し」でよろしいでしょうか。			
2 納税証明書は「写し」でよろしいでしょうか。 企画提案書の構成は、全体概要 AH 版 1 枚と企画提案書本体(書式等任意)との理解でよいでしょうか。 企画提案書本体の用紙サイズ指定や枚数制限があればお教えください。 4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょうか。印刷方法等の指定があればお教えください。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催するが、「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催するが、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として、場合、熱税証は、地域は、カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		しょうか。	
「その3の3」でも構いません。 企画提案書の構成は、全体概要 A4 版 1 枚と企画提案 書本体(書式等任意)との理解でよいでしょうか。 企画提案書本体の用紙サイズ指定や枚数制限があればお教えください。 4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょうか。印刷方法等の指定があればお教えください。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を含同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4 (3) ク. 先導的官民連携支援事業応募申書書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 「海見のとおりです。 「その3の3」でも構いません。 貴見のとおりです。企画提案書本体の用紙サイズや枚数に指定や制限はありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「されば、10 とおりです。 「さらで特に指定しませんので、ご自由にご提案ください。 「おり官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として	2		
企画提案書の構成は、全体概要 A4 版 1 枚と企画提案 書本体(書式等任意)との理解でよいでしょうか。 企画提案書本体の用紙サイズ指定や枚数制限があれ ばお教えください。 4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょう か。印刷方法等の指定があればお教えください。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルブス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「液及効果等」とは定量的(経済液及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として、Webサイトに掲載し		納税証明書は「写し」でよろしいでしょうか。 	_
書本体 (書式等任意) との理解でよいでしょうか。 企画提案書本体の用紙サイズ指定や枚数制限があれ ばお教えください。 4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょう か。印刷方法等の指定があればお教えください。 仕様書「2(2) 官民対話の場の企画・運営」におけ る「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本 社のある事業者という理解でよろしかったでしょ うか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域 区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、 松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりま すでしょうか。 仕様書「2(2) 官民対話の場の企画・運営」におい て地域住民や域内事業者を会 同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案で よろしかったでしょうか。 仕様書「2(7) VFM・交流創出価値の算出」におけ る「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な 効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 最見のとおりです。 こちらで特に指定しませんので、ご自由にご提案ください。 先導的官民連携支援事業応募申請 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として、Webサイトに掲載し			「その3の3」でも構いません。
本の関係案書本体の用紙サイズ指定や枚数制限があればお教えください。 4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょうか。印刷方法等の指定があればお教えください。 仕様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小合村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として、Webサイトに掲載し	3		貴見のとおりです。企画提案書本
ばお教えください。 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょうか。印刷方法等の指定があればお教えください。 仕様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3)ク・先導的官民連携支援事業応募申 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として、簡易製本での納品で差し支えありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「はなりなり、対象を対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているがは、「主な対象」としているだけでありません。 「主な対象」としているが対象」としているがは、「主な対象」としているがは、「対象」としているが表しているが表しているが、「主な対象」としているが表しているが表しているが、「はなりないる」とはなり、「はなりないる」とはなりないません。 「まな対象」といる記述するようにはなりません。 「はなりなりまなが、「はなりないる」とはなりまなが、「はなりないる」とはなりません。 「はなりないる」とはなりまなが、「はなりないる」とはなりまなが、「はなりないる」とはなりないる。 「はなりないる」といるのではなりまなが、「はなりないる」とはなりまなが、「はなりないる」とはなりまなが、「はなりないる」とはなりないる。 「はなりまないる」とはなりまないる。 「はなりないるのはないるのではなりまなが、「はなりないる」となりまなが、「はなりないる」といるはなりないる。 「はなりないる」はなりないるはないる。 「はなりないるのはないるのはないるはないる。」はないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるのはないるはないるはないるはないるないるはないるはないるはないるはないるないるはないるは			体の用紙サイズや枚数に指定や制
4 報告書の印刷は簡易製本での納品は可能でしょうか。印刷方法等の指定があればお教えください。			限はありません。
4 か。印刷方法等の指定があればお教えください。 仕様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「液及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申			
世様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」における「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 位様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果)なる「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 基本的には貴見のとおりですが、「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「立ちのではありません。 基本的には貴見のとおりですが、「主な対象」として制度を対象して関係ではあり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「対象が限力を対象するというでは関係では関係を表現して、関見のとおりですが、「主な対象」としてあり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありでする。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。	4		
る「地域住民」は村民、「域内事業者」は村内に本社のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書本的には貴見のとおりですが、「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。			ません。
本のある事業者という理解でよろしかったでしょうか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 位様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 基本的には貴見のとおりですが、「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているがけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているがけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「もればり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「もればり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「もればり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「もればり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。 「もればりのではありません。」 「主な対象」としているには、はなりでする。「主な対象」としているには、はなりでは、なりでは、			
5 うか。それとも、「域内事業者」は長野県内の地域 区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 任様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 任様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 「主な対象」としているだけであり、地域外の個人・事業者の参加を拒むものではありません。			基本的には貴見のとおりですが、
区分の北アルプス地域(白馬村、大町市、池田町、松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請 書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Webサイトに掲載し			「主な対象」としているだけであ
松川村、小谷村)内の事業者等という理解になりますでしょうか。 仕様書「2(2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2(7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4(3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Webサイトに掲載し	5		り、地域外の個人・事業者の参加
すでしょうか。 仕様書「2 (2) 官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として			を拒むものではありません。
任様書「2(2)官民対話の場の企画・運営」において地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2(7)VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Webサイトに掲載し			
て地域住民や域内事業者を主な対象として開催する学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 仕様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 仕様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として			
6 る学ぶ場・対話の場は、地域住民・域内事業者を合同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案でよろしかったでしょうか。 位様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」における「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な効果等」なが、対果測定を想定されている認識でよろしかったでしょうか。 位様書「4 (3) ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Webサイトに掲載し	6		
同で開催するか、それぞれ別で開催するかは提案で よろしかったでしょうか。			貴見のとおりです。
よろしかったでしょうか。			
7 る「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な こちらで特に指定しませんので、			
7 効果測定を想定されている認識でよろしかったで ご自由にご提案ください。 しょうか。	7	仕様書「2 (7) VFM・交流創出価値の算出」におけ	
効果測定を想定されている認識でよろしかったで しょうか。ご自由にご提案ください。仕様書「4 (3) ク. 先導的官民連携支援事業応募申 請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として先導的官民連携支援事業応募申請 書類について、Web サイトに掲載し		 る「波及効果等」とは定量的(経済波及効果等)な	こちらで特に指定しませんので、
仕様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申 先導的官民連携支援事業応募申請 8 請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Web サイトに掲載し		 効果測定を想定されている認識でよろしかったで	ご自由にご提案ください。
8 請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として 書類について、Web サイトに掲載し		しょうか。	
		仕様書「4(3)ク.先導的官民連携支援事業応募申	先導的官民連携支援事業応募申請
貸与いただくことは可能でしょうか。 ましたのでご確認ください。	8	請書類(白馬村)」を提案書作成の参考資料として	書類について、Web サイトに掲載し
		貸与いただくことは可能でしょうか。	ましたのでご確認ください。

9	実施要領「5.参加申込に関する事項 (1)イ.業務実績書」に記載する業務実績件数は何件まで記載が必要でしょうか。 また、各実績について、契約書の写し及び TECRIS 登録内容確認書(登録実績)は必要ないとの認識で	記載件数の上限・下限は特に設定 していませんので、ご自由にご記 載ください。 契約書の写し及びTECRIS登録内容 確認書は添付いただかなくても差
	よろしいでしょうか。 参加に際して、共同企業体(JV)による申込は可能	し支えありません。 共同企業体(JV)による申込みも可
10	でしょうか。可能な場合は、参加申込書兼誓約書(様式第2号)、及び業務実績書、納税証明書について、共同企業体の構成員それぞれからの提出が必要でしょうか。それとも幹事企業のみの提出でよろしいでしょうか	能です。参加申込書及び誓約書(様式第2号)は幹事企業または共同企業体として提出し、業務実績書及び納税証明書については、構成員ごとに提出してください。
11	二次審査(プレゼンテーション)に進んだ場合、3 名の出席者の中に、協力事業者の担当が含まれても よろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	二次審査 (プレゼンテーション) の際にご提示できる資料は、参加申込、及び企画提案として事前に提出する資料の内容のみとなりますでしょうか。もしそれ以外が許容される場合は、その範囲をご教示ください。	提出済の企画提案書と乖離のない 範囲で、表示方法を変更したり内 容を補足したりするものであれば 投影いただいて構いません。企画 提案書に記載の無い内容について 説明することはお控えください。
13	二次審査 (プレゼンテーション) の際に資料を投影 するための機材は用意されているのでしょうか。ご 用意いただける場合、どのような機材があるかご教 示ください。	スクリーンとプロジェクター(絵 プソ EB-W05)、HDMI ケーブルを用 意します。(HDMI 以外の接続を希 望される場合は事前にお申し出く ださい)